

4. 目標設定年度

- 自主行動計画において定めている 2010 年度の目標を目安として、2008～2012 年度のうち全部又は一部の年度を目標の設定年度（連続する年度に限らない）として任意に選択する。
- その選択した設定年度の各年度（目標年度）ごとに、排出削減目標を設定し、目標達成の確認を行う。

5. 設定手続

- 政府の運営事務局に対して所管省庁を通じて、目標等を申請する。
- 目標の妥当性については、政府が審査・確認を行う。また、自主行動計画の評価・検証制度と同様に関係審議会等において評価・検証を行う。

III. 排出枠の取引ルール

(注) 国内クレジット、京都クレジットに関するルールは、別途定められている。

1. 取引への参加

(1) 取引主体

排出枠の取引は、目標設定参加者のほか、取引参加者も行うことができる。

(2) 口座の開設

- 排出枠の取引を行う目標設定参加者、取引参加者は、売り手・買い手とともに、政府の運営するシステム上への口座の開設が必要。
- 排出枠の取引を行わない目標設定参加者の口座の開設は任意。

2. 取引の実施

(1) 排出枠の交付の時期

- 排出総量目標を設定した参加者は、以下のいずれかを選択できる。
 - ・ 排出総量目標に相当する排出枠の事前交付を受ける。（その目標年度終了前にも取引が可能。）
 - ・ 目標と実績の差分を事後的に清算する。（目標年度終了後に、希望して口座を開設した者に対しては、超過達成分に相当する排出枠が交付され、取引が可能となる。）。
- 原単位目標を設定した参加者は、目標と実績の差分を事後的に清算する。（排出枠の交付・取引については、排出総量目標設定参加者が事後清算する場合と同様。）

(2) 取引の実施

- 排出枠の取引は、参加者の責任において自由に行うことができる。
- 排出枠の移転は、取引主体が自ら口座上で行う。

3. その他

(1) コミットメントリザーブ

安易な売り過ぎを防止するため、排出枠の事前交付を受けた場合には、その9割は償却以前の取引の対象とすることがない。

(2) 「マネーゲーム」への対応

「マネーゲーム」による問題が発生しないよう、次の措置を講ずる。

- 排出枠の繰り越し（バンキング）、借り入れ（ボローイング）を認める。
- 排出枠の価格指標等の提供の可能性を検討する。
- 投機的な取引のために価格が暴騰するなどの場合には、政府は、適正化のための具体的な措置を検討し、実施する。

IV. 排出量の算定・報告、検証、目標達成確認

1. 排出量の算定・報告、検証

(1) 算定・報告、検証

- 目標設定参加者は、目標年度終了後、排出量を算定し、政府に報告する。
- 算定された排出量については、検証を受ける。

(2) 具体的な手続

① 自主行動計画参加企業の場合

- 排出量の算定・報告、検証は、原則として、自主行動計画の評価・検証制度のプロセスを通じて行う。
- また、排出枠を売却する場合には、排出量について、政府が適当と認める第三者検証機関の検証を受ける。それ以外の場合も、自らが希望して、第三者検証機関の検証を受けることができる。

② 自主行動計画非参加企業の場合

- 排出量の算定・報告、検証は、別途作成するガイドラインに沿って行う。

- 排出量について、政府が適当と認める第三者検証機関の検証を受ける。

2. 目標達成確認

(1) 排出枠・クレジットの償却、目標達成確認

- 政府は、運営するシステムにおいて、以下の方法で目標設定参加者の目標達成等を確認する。
 - ・ 排出枠の事前交付を受ける参加者：実排出量に相当する排出枠・クレジットの償却を確認。
 - ・ 事後清算を行う参加者：目標と実績の差分がプラスの場合は超過分を記録（希望して口座を開設した者にはこれに相当する排出枠を交付）、マイナスの場合はこれに対応する排出枠・クレジットの償却を確認。

(2) バンキング、ボローイング

排出枠の余剰、不足が生じた場合には、排出枠の繰り越し（バンキング）、借り入れ（ボローイング）ができる。

V. スケジュール

当面、以下のスケジュールにより実施する。

2008年10月〇日 参加企業の募集開始

※2008年度からの参加者の募集期間は12月中旬まで。

※2009年度以降からの参加者の募集期間についても、集中募集期間を定めて募集。

2009年8月31日 前年度の排出量の報告締切

2009年11月末日～12月中旬

排出枠・クレジットの償却期限、目標達成確認

VI. 引き続き議論が必要な事項

1. 2008年末までに決定していくべき事項

- 排出枠・クレジットの税務処理や会計処理の在り方
- 自主行動計画非参加企業向けの排出量の算定・報告、検証に関するガイドライン
- 本スキームに参加する第三者認証機関の認定等の手続

2. 中間レビューまでに決定していくべき事項

- 原単位目標における期中取引、排出枠の事前交付の導入の適否とその在り方
- 排出枠の価格指標等の提供の可能性
- 所属する業種が自主行動計画を策定していない場合の原単位目標等の設定方法

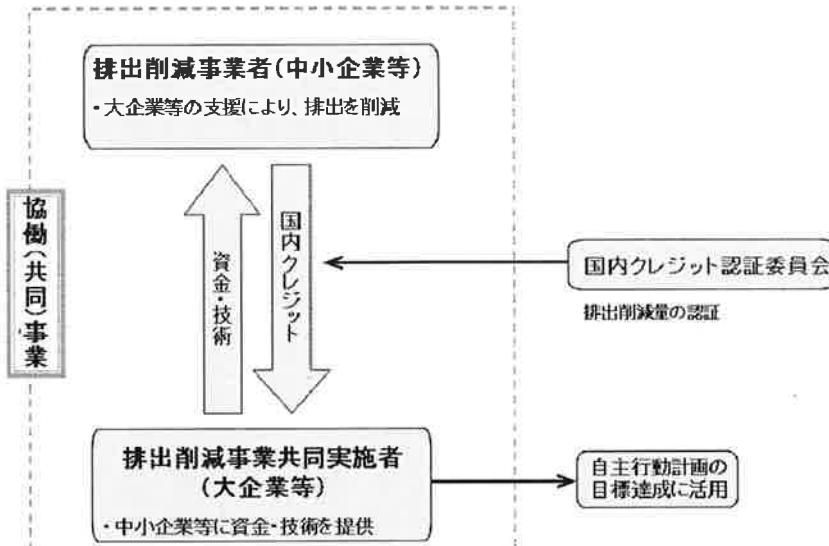
3. 試行の状況を見ながら決定していくべき事項

- エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスについて、対象にする必要性、妥当性
- 不適切な行為（過剰売却や虚偽報告等。特に目標未達成の場合。）への対応の在り方
- 取引所取引の活用の可能性

「国内クレジット制度」の概要について

I. 目的

国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）において規定されている、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する制度。



II. 対象となる排出削減事業

- 中小企業等、自主行動計画参加企業以外の者による事業
(注) 大企業等（自主行動計画参加企業）との共同事業として原則実施
- 中小企業に加え、農林業、各種サービス等の民生部門の幅広い主体を対象

III. 手続

- 事業者は、技術毎のひな形（排出削減方法論）に基づき事業計画書を策定
- 事業者は、承認された事業計画に従って一定期間事業を実施し、モニタリングした排出削減量について報告書を作成
- 国内クレジット認証委員会が、京都メカニズムクレジットに適用される簡便な認証方法に倣った基準により認証を行うことで、一定の厳格性及び追加性を確保（審査機関・審査員により事業の審査、実績の確認を受ける。）
- 併せて、中小企業等の利便性確保のため手續を簡素化



※1:政府は国内クレジット制度を円滑に運営するため、国内クレジット認証委員会を置き、その事務局については経済産業省、環境省、農林水産省が共同で運営する。

※2:国内クレジットの管理については、例えば中小企業等と大企業等が協働で事業計画を策定、申請し、その認可を受けるといった仕組みなど、可能な限り簡便なものとする。

中期目標検討委員会の設置について(案)

平成 20 年 10 月

1. 趣旨

- ・ ポスト京都の交渉期限であるCOP15を来年末に控え、我が国として中期目標の検討に早期に着手するとともに、検討のプロセスにおいて用いられるセクター別積み上げ方式等に関する知見を国際的に提供し、交渉の進展に貢献していくことが必要。
- ・ 検討は、内外に説得的に発信できるよう、モデル分析等を精緻に行うなど科学的、理論的に行うべき。また、地球温暖化問題の解決、経済成長、資源・エネルギー問題が両立するよう総合的な観点から検討を行うことが必要。主要経済国等についても同様に分析し、比較。
- ・ こうした検討を行うため、地球温暖化問題に関する懇談会の下に、分科会として「中期目標検討委員会」を設置する。
- ・ 我が国の中期目標は、こうした検討を行った上で、来年の然るべき時期に政策的に決定する。
- ・ 検討のプロセスにおいては、委員に複数の目標値を仮置きしてもらい、それぞれを実現するための対策(ライフスタイルの転換、国外での削減や森林等の吸収源の整備なども含む)に伴うコストや経済的なプラスの効果、対策を取らない場合のコスト等を明確にし、国民に選択肢として提示する。検討に当たっては、産業界、有識者、NGOからのヒアリングや、国民へのアンケートなど広く関係者の意見も聴くこととする。また、節目節目で地球温暖化問題に関する懇談会に報告する。

- ・なお、選択肢として提示される複数の目標値のうち、我が国の中期目標として何を採用するか、また、対外的にどのタイミングで発表するかについては、全ての主要経済国の参加との関係など、国際交渉の状況や国内世論の動向等を踏まえ判断する必要があり、地球温暖化問題に関する懇談会の意見も聴きつつ、政府において別途判断。

2. 検討事項

① 中期目標の検討に当たっての要素

- ・目標設定の手法(基準年、目標年、セクター毎の積み上げ手法、世界全体のピークアウトや半減目標との関係等)
- ・各国の目標設定の現状と評価
- ・中期目標の構成要素(エネルギー起源CO₂、その他ガス、土地利用・森林、CDM)
- ・マクロフレーム(経済成長率、人口変化率等)

② セクター別積み上げ方式に基づくモデル試算と評価

- ・長期エネルギー需給見通し、国環研・RITE の分析の評価、マクロフレームを含む前提条件の比較等
- ・各国の削減ポテンシャル比較

③ セクター毎の削減ポтенシャルの検証

- ・セクター毎の削減ポтенシャルの検証(エネ起 CO₂(産業部門、運輸部門、民生部門、発電部門)、その他ガス、土地利用、森林)及び各国比較

④ 対策ごとの削減ポテンシャルと限界費用分析

- ・原発、太陽光、次世代自動車、CCS、交通対策、建築物対策等

⑤ 仮置きされた複数の目標値ごとに、目標達成に伴う経済成長やコストとの関係、エネルギー安全保障への影響を含めた経済的、社会的影响を分析

- ・マクロ経済への影響

- ・雇用、物価等の国民生活への影響

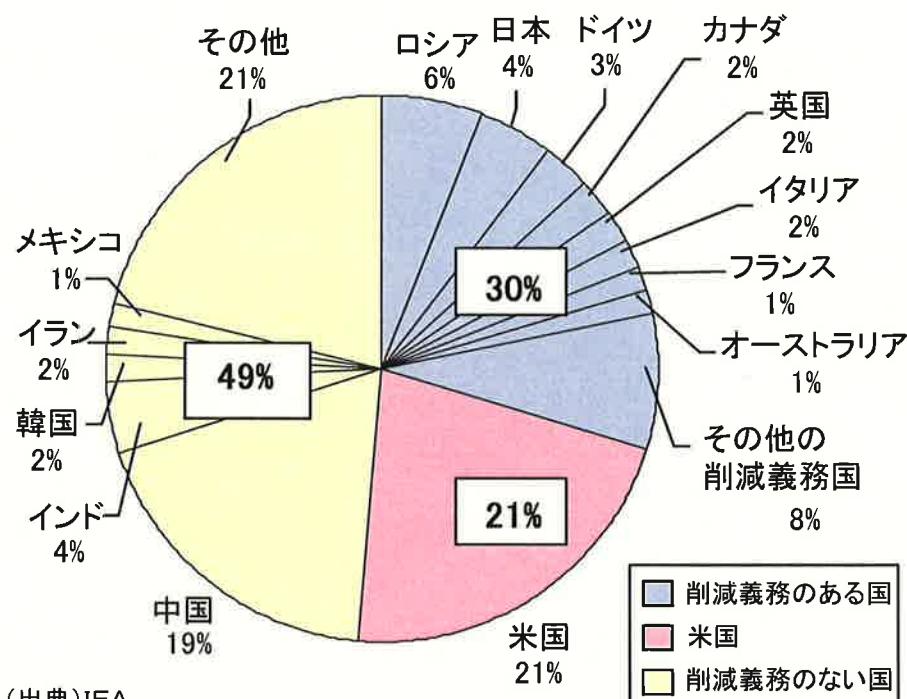
- ・国際競争力等産業に与える影響 等

中期目標に関する参考資料

地球温暖化問題に関する懇談会
平成20年10月

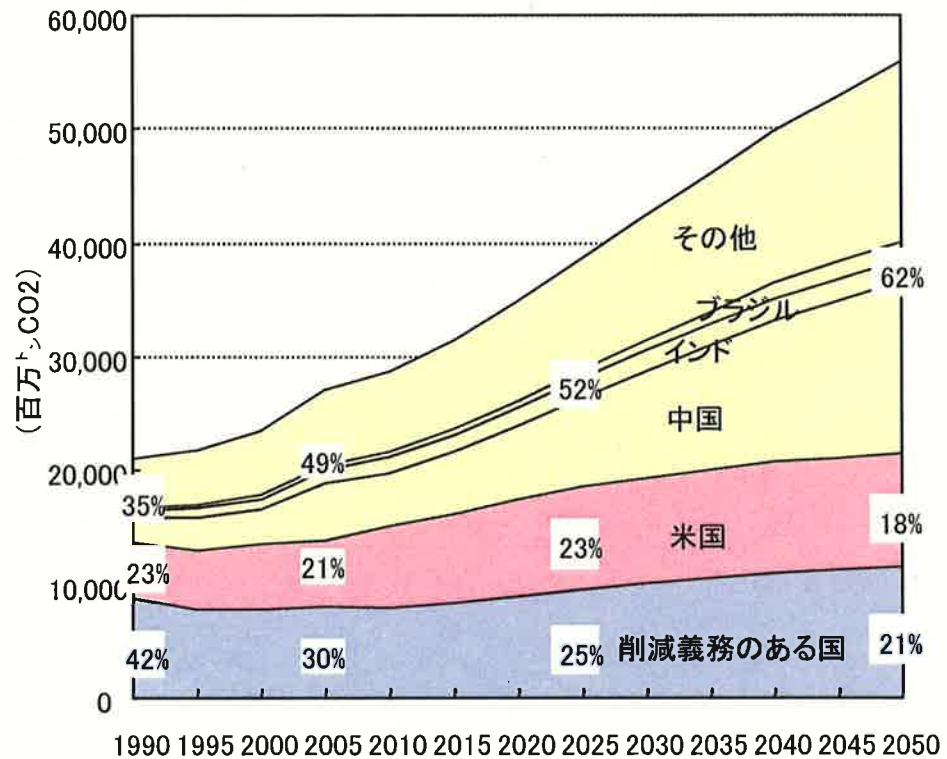
世界のエネルギー起源CO₂排出量

世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量
(2005年)



（注）EU15ヶ国の排出量が世界に占める割合は12%

世界の二酸化炭素排出量の見通し



IPCC第4次評価報告書の複数の排出パス

- ◆ IPCCでは、3つの安定化濃度を設定し、既存の研究論文の成果を集めて、それぞれの濃度と附属書Ⅰ締約国において必要な削減幅との関係を整理。
- ◆ これらは、政策的な実現可能性を示唆するものではなく、費用を反映したものでもない。

様々な温室効果ガス濃度レベルにおける附属書Ⅰ締約国及び非附属書Ⅰ締約国全体の
1990年の排出量及び2020/2050年の排出許容量の差異の範囲

シナリオ カテゴリー	地域	2020	2050
A-450ppm(CO ₂ 換算)	先進国 (附属書Ⅰ締約国)	▲25%～▲40%	▲80%～▲95%
	途上国 (非附属書Ⅰ締約国)	ラテンアメリカ、中東、東アジア及び アジアの中央計画経済国における ベースラインからの相当の乖離	すべての地域におけるベースライン からの相当の乖離
B-550ppm(CO ₂ 換算)	先進国 (附属書Ⅰ締約国)	▲10%～▲30%	▲40%～▲90%
	途上国 (非附属書Ⅰ締約国)	ラテンアメリカ、中東及び東アジア におけるベースラインからの乖離	ほとんどの地域、特にラテンアメリカ 及び中東におけるベースラインから の乖離
C-650ppm(CO ₂ 換算)	先進国 (附属書Ⅰ締約国)	0%～▲25%	▲30%～▲80%
	途上国 (非附属書Ⅰ締約国)	ベースライン	ラテンアメリカ、中東及び東アジアに おけるベースラインからの乖離

中期目標に関するこれまでの決定事項

政府決定

「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)

- ・セクター別積み上げ方式について、公平な国別総量目標を設定するための共通の方法論として国際的に確立すべく各国の理解を得ることを目指す。また、基準年の見直し等の論点も含め、**来年の
かかるべき時期に我が国の国別総量目標を発表する。**

国際合意

「G8洞爺湖サミット首脳宣言」(平成20年7月8日)

- ・先進主要経済国の行動は、共通だが差異ある責任及び各国の能力の原則に従い、途上主要経済国とは異なることを認識。我々(G8)は自らの指導的役割を認識し、全ての先進国間で比較可能な努力を反映しつつ、排出量の絶対的削減を達成するため、**野心的な中期の国別総量目標**を実施する。

「主要経済国首脳会合宣言(MEM)」(平成20年7月9日)

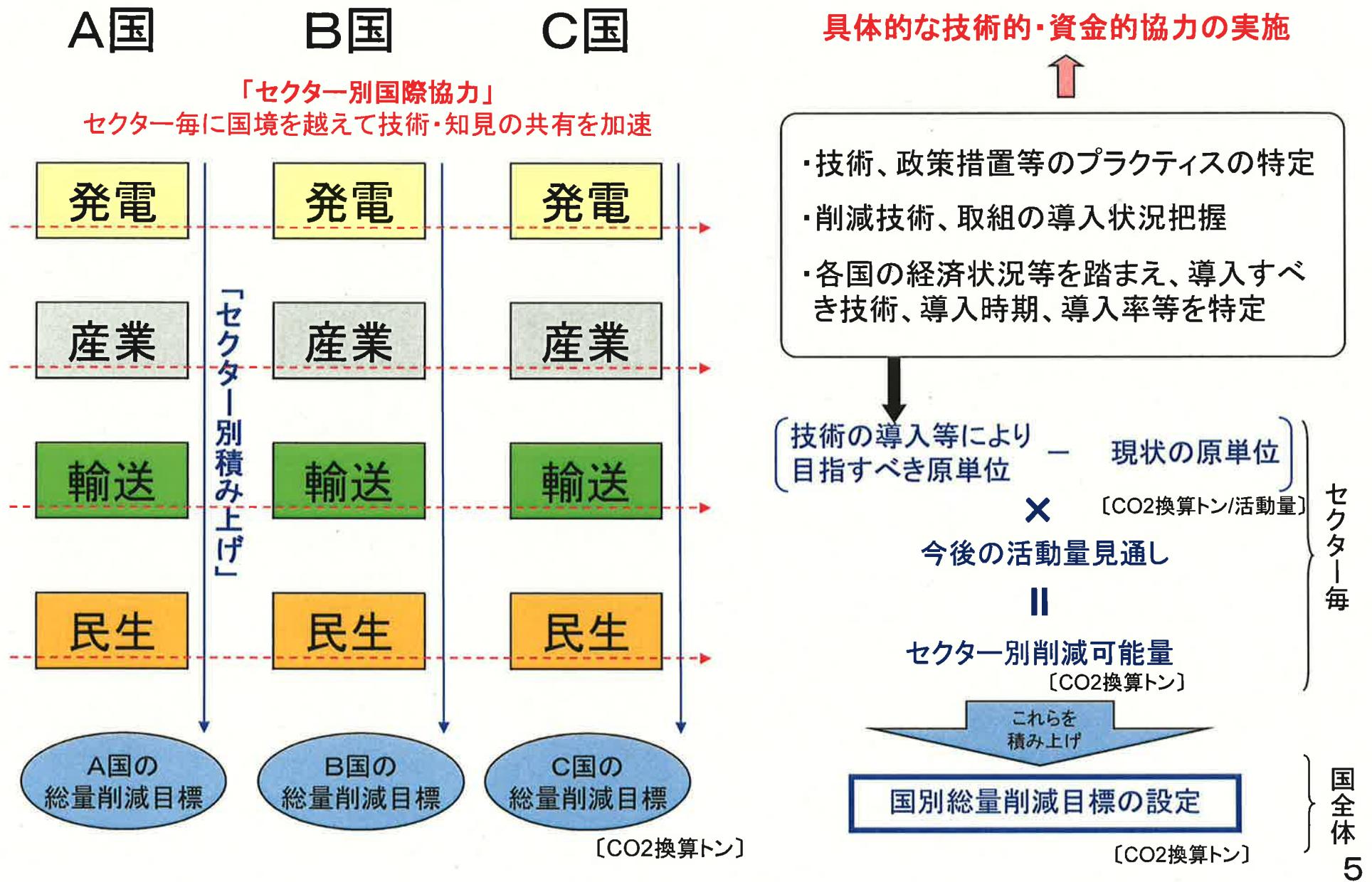
- ・先進主要経済国は先進国間の比較が可能な努力を反映しつつ、中期の国別総量目標を実施。
- ・途上主要経済国は、対策をとらない場合(Business as Usual)からの**排出量の減少をめざした国毎の適切な緩和行動を遂行。**

各国のコミットメント

各国の中期目標

	2020年	
	基準年	削減率(%)
日本	—	—
EU(27)	1990	20
米	—	(2025年までにピークアウト)
オバマ候補公約	1990	0
マケイン候補公約	1990	0
加	2006	20
豪	—	—

「セクター別アプローチ」の概念図



気候変動関連の主な外交日程

